

## 会員協同組合の記念事業に対する助成取り扱い要領

### (趣旨)

第1 福機連会員の協同組合が創設の節目を記念し、今後の協同組合の更なる発展と組織の強化を目的として記念行事を開催する場合、行事開催に要する直接経費の一部を助成することとする。

### (助成対象)

第2 助成の対象は、記念行事開催に伴う会場費、又は記念講演に要する講師謝金とする。

### (助成基準)

第3 創設100年以上 10万円

創設50年以上100年未満 5万円

\* 但し、10年毎を節目とする記念行事に限る。

### (助成申請)

第4 記念行事を開催しようとする協同組合は、次の書類を添付のうえ、開催予定の2ヶ月前までに福機連事務局宛申請するものとする。

なお、協同組合の設立登記年月日が確認出来ない場合は、当該協同組合の活動実績等を参考に、福機連の正・副会長会議において判断するものとする。

- ・ 協同組合に設立年月日が確認できる書類
- ・ 記念行事開催計画書

### (終了報告)

第5 記念行事開催後1ヶ月以内に、助成金の使途を明記のうえ、福機連事務局宛行事開催の終了報告書を提出するものとする。

### (助成開始時期)

第6 この制度の運用は、平成12年度から開始する。